

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織でございます。

災害発生時において、国民の生命、身体、財産を守るための情報伝達手段の在り方、整備の状況につきまして、この委員会でも十一年前からずっとお伺いしてまいりました。例えば災害時、広域的な停電によってテレビが使えず、防災行政無線の放送内容を聞いて避難し助かったという事例、何度も紹介してまいりました。

そこでもまず、防災行政無線の最新の整備率について伺います。

○政府参考人（小宮大一郎君） 平成三十年三月末現在、千四百六十五市町村、八四・一％の市町村が防災行政無線を整備しております。

○吉川沙織君 これは政府が正式に公表している数値ですが、もう一つ、十年お伺いし続けてきたのが、これは市町村合併後のある意味数値です。

ですので、市町村合併効果を抜いた最新の防災行政無線の整備率について伺います。

○政府参考人（小宮大一郎君） 多くの市町村合併が行われる前の平成十六年三月末での市町村の数である三千百五十五を基に、平成三十年三月末時点の防災行政無線の整備率を個別に確認し、改めて算出いたしますと、整備率は八〇・一%です。

○吉川沙織君 今政府が公表している数値は八四・一で、市町村合併効果を抜いた数値に置き直すと八〇%、実に四%差があることになります。

これをどう埋めていくかということも重要ではございませんが、ちょっと違う観点からお伺いします。昨年八月二日の当委員会、西日本豪雨に係る情報伝達上の課題について、防災行政無線は整備はされていたけれども、防災の用途でなかったがために情報伝達手段として活用されなかった自治体の例についてここで取り上げて、もう改善されていると思います。

では、現在整備済みの防災行政無線について、今取り上げた、西日本豪雨で整備されたけれども防災の用途でなかったがために使われない、こういう防災の用途にちゃんと使われているか、消防庁としては全国的に把握されていますでしょうか。○政府参考人（小宮大一郎君） 消防庁では把握しておりません。

○吉川沙織君 把握されていないのであれば把握

すべきではないかと考えるんですが、消防庁の見解をお伺いします。

○政府参考人（小宮大一郎君） 消防庁といたしましても、防災行政無線は防災用途で活用すべきであると考えておりまして、委員の御指摘も踏まえまして、防災行政無線の用途について全国的な調査を実施し、その結果を精査した上で適切に対応してまいります。

○吉川沙織君 防災行政無線の用途というのは多岐にわたっていいと考えますし、それが有効活用になることも考えますが、あくまで防災と銘打っていますので、その防災行政無線を整備するための財政措置を活用しながら防災の用途でもし仮に使われていないということがあれば適当ではないです。整備した後どのように活用していくか、このことこそが重要であるとの観点から、業務継続計画の在り方について伺います。

業務継続計画、BCPについて、私、最初に取り上げましたのがこの委員会、十一年前です。そのときは、旗振り役である内閣府ですら、BCP、まだ整備されていなかったんですが、全体的にこのところ策定率は伸びていて、確かに策定することはまず大事だろうと思うんですが、それが必要な内容を備えていなければ、先ほどの整備はしたけれども使われていない可能性があるかもしれないのと一緒で、意味を成さないことになり

ますし、内容が備わっていて、それに基づいて、計画に基づいて訓練がなされているかがより大事だと思います。

平成三十年十二月二十六日に消防庁が出した通知を拝見いたしますと、市町村のための業務継続計画作成ガイドにおいて示された業務継続計画の特に重要な六要素について定めていない項目があることが示唆されています。計画はあれど実効性がなければ、意味を成さないということにもなります。

現状、消防庁として、どの要素の項目が策定進んでいないか把握は特にされていますでしょうか。○政府参考人（小宮大一郎君） 例えば、首長不在時の代行順位、これにつきましては整備されておりませんが七九・四%でございます。次に、非常用電源のための燃料、これの備蓄につきまして定めておるのが三三・四%でございます。このほか、例えば多様な通信手段の確保について定めているものが六七・一%ということで、私どもとして全ての項目について網羅的に把握はしております。

○吉川沙織君 去年十二月二十六日に消防庁が発表したウェブのこの本調査結果の詳細、市町村別の状況が実はリンク切れ起こしていますので、是非見れるようにしていただければと思います。

ということ、別の論文を探しましたところ、今お答えがあったような内容は策定率が高いんですけれども、非常用発電とか燃料、水、食料等の確保といったリソースに係る項目ほど、二〇一六年に書かれていた論文ですけれども、低くなっているような状況にあります。

どうやったらその策定が、内容を備えたものが作られていくかということについて御見解はありますか。

○政府参考人（小宮大一郎君） 地方公共団体におきます業務継続計画の実効性を確保するために、まず一点目は、業務継続計画を策定するに当たって特に重要な今御指摘の六要素について定めていない場合には、そうしたものをしっかりと定めること、二つ目は、六項目以外に災害発生時に円滑に応援を受けることに関する規定につきましても、これもしっかりと整備をすること、三点目は、職員に対する教育や訓練などの実施によりまして業務継続計画の実効性を確認をいたしまして、その上で必要な見直しを継続的に行うこと、こういったことを既に助言をしているところでございます。

引き続き、内閣府と連携いたしましたして、業務継続計画が実効性のあるものとなるように努めてまいります。

○吉川沙織君 国民の生命、身体、財産を守る情

報提供も、そして今やり取りをさせていただいた業務継続計画、BCPの策定も、これ地方公共団体の体制が充足していなければ十全にはかえません。災害時には地方公共団体が大きな役割を担いますが、果たして市町村の防災体制は充足しているのかについては、これも何度も取り上げさせていただきました。

一年前、四月十三日の当委員会、「約三割の団体に防災職員の数がゼロということ把握」しているが、最新の状況について大臣にお伺いしましたが、最新の状況について大臣にお伺いします。

○国務大臣（山本順三君） 総務省の平成三十年地方公共団体定員管理調査、これによりまして、平成三十年四月現在、市町村における防災担当職員数ゼロ人の団体は、前年から十九団体減少いたしました。比率は約三割ということでございます。それで、五人以上の団体は前年から八団体増加しております、これもまた約三割というふうになっているところでございます。

○吉川沙織君 去年十一月二十一日、これは政策統括官とやり取りをしたんですけれども、全体として防災力の向上が高まればいいという御答弁の中で、実は応援・受援体制、この受援に対する規定というのもあったんですが、この受援に対する規定を備えている団体は、さっき引用した消防庁の調査ですと四割しかないんです。だから、やっ

ぱり市町村の防災体制はしっかりと把握して対応していく必要があると思うんですが、政策統括官、いかがでしょうか。

○政府参考人（海堀安喜君） お答え申し上げます。

前回の委員会でも答弁させていただきましたが、まずはその市町村で体制を構築するというのが一で、それに付随する形で、他の部局からの応援を伴うBCP、あるいは他の団体から受け入れる受援計画というようなものを充実していくべきというふうを考えております。

○吉川沙織君 国民の生命、身体、財産を守るためには、やっぱり国ができること、それから、地方公共団体は今厳しい状況ですから、その現状がどうなっているか把握して、できることは国としてしっかりとやっていく必要があるということをお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。